

旅客自動車運送事業運輸規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

一般乗用旅客自動車運送事業者は、タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 2 条第 2 項に規定するハイヤー（以下「ハイヤー」という。）を使用した運送を行う場合には、運送の引受けを営業所のみに于行うこととされている。

しかしながら、近年、訪日外国人旅行者数の増加に伴い、空港における客引きにより営業所外で運送の引受けを行う等の違法行為が発生している。

このような違法行為については、確実な摘発及び処分が求められるところであるが、現状では、実態調査や監査において、事業者と旅客との運送契約に関する情報を確認する手段が十分でなく、違法行為の立証が困難な状況にある。

このため、一般乗用旅客自動車運送事業者がハイヤー運送（ハイヤーであって、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 86 条第 1 項の規定により運送する旅客の範囲を限定する条件を付されていない自動車を使用して行う運送をいう。以下同じ。）を行う場合について、運送契約に関する記録の作成及び保存を義務付けることにより、法令違反の把握及び発見を容易にし、輸送の安全の確保及び旅客の利便の向上を図る必要がある。

上記を踏まえ、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 7 条の 2 及び第 28 条の 2 において、一般貸切旅客自動車運送事業者に対して義務付けられている運送引受書の交付及び運行指示書の作成並びにこれらの文書の保存等について、一般乗用旅客自動車運送事業者がハイヤー運送を行う場合にも義務付けるほか、その他所要の改正を行うこととする。

2. 概要

（1）旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正

①運送引受書の交付及び保存等の義務付け

一般乗用旅客自動車運送事業者がハイヤー運送を引き受けた場合には、運送引受書の交付及び保存等を義務付けることとする。

②運行指示書の作成及び保存等の義務付け

一般乗用旅客自動車運送事業者がハイヤー運送を行う場合は、運行指示書の作成及び保存等を義務付けることとする。

③運行管理者の業務の追加

ハイヤー運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者の運行管理者の業務として、運行指示書の作成及び保存等の業務を追加することとする。

④運転者が遵守すべき事項の追加

ハイヤー運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者の運転手が遵守すべき事項として、運行指示書の携行を追加することとする。

(2) 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年国土交通省令第 26 号）の一部改正

一般乗用旅客自動車運送事業者がハイヤー運送を行う場合における運送引受書の交付及び保存等並びに運行指示書の作成及び保存について、電磁的方法による実施を可能とすることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和 8 年 10 月 1 日